

施設基準及び診療報酬に係る院内掲示について

施設基準・掲示

当院では以下の施設基準に適合するものとして中国四国厚生局に届出を行っています。

◆保険医療機関である旨の標示

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

◆施設基準等の届出について

当院は、厚生労働大臣の定める施設基準等について、以下の届出や登録を行っています。
(令和7年5月12日現在)

初診時の機能強化加算について

当院は、地域におけるかかりつけ医機能として、『機能強化加算』の届出を提出しており、以下の対応を行っています。

- 受診されている他の医療機関や処方されている医薬品を把握させて頂くため、お薬手帳のご提示やご質問させて頂く場合がございます。
- 必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介します。
- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- 福祉・保健サービスに係る相談に応じます。
- 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

明細書発行体制等加算について

当院は、領収証の発行の際に明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても無料で発行しています。なお、明細書には診療内容や使用した薬剤等が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合には、ご本人と発行の有無をご相談ください。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてお申し出ください。

一般名処方加算について

後発医薬品があるお薬については、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

医療情報取得加算について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

がん性疼痛緩和指導管理料について

がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者様に、症状緩和を目的として計画的な治療管理・療養上必要な指導を行った場合にがん性疼痛緩和指導管理料を算定しています。

在宅療養支援診療所・在宅時医学総合管理料について

在宅で療養する患者様を対象に、緊急時の連絡体制及び 24 時間往診ができる体制等を確保しています。機能強化型（連携型）在宅療養支援診療所の点数を算定します。

情報通信機器を用いた診療

※情報通信機器を用いた診療が受けられるかについてはご相談ください。

- 原則、初診は直接の対面による診療を行います。かかりつけ患者様を対象に情報通信機器を用いた診療を行なっております。
- 情報通信機器を用いた診療の初診において、向精神薬の処方はいません。
- 情報通信機器を用いた診療は、触診等を行うことができない等の理由により、得られる情報が限られます。そのため、初診以後も医師による対面診療を適切に組み合わせる行うことが求められます。
- 情報通信機器を用いた診療を実施する都度、医師がその実施の可否を慎重に判断し、情報通信機器を用いた診療が適切でない場合には、速やかに情報通信機器を用いた診療を中断し、対面による診療に切り替えることが求められます。